

定 款

平成 29 年 12 月 3 日制定

(名 称)

第 1 条 本クラブは、三郷アマチュア無線クラブという。

(場 所)

第 2 条 本クラブは、三郷市内に置く。
2. 本クラブの無線局常置場所は、三郷市消防防災総合庁舎内とする。

(目 的)

第 3 条 営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献すると共に無線を通じて災害ボランティア活動に協力し、地域社会の発展に貢献する。

(事 業)

第 4 条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) アマチュア局の設置と運用
(2) アマチュア無線についての調査研究
(3) 自治体や災害ボランティア関係団体との連携強化
(4) その他、本団体の目的達成に必要な事業

(会員資格)

第 5 条 本クラブの会員は、アマチュア無線設備の操作ができる資格を有する者およびアマチュア無線技術に興味を有する者。
2. 会員は、正会員と名誉会員で構成する。
3. 名誉会員は、役員会で推薦され、総会で承認された会員とする。

(入会および会員の資格と喪失)

第 6 条 本クラブに入会するには、前条の会員資格を有し、事務局に所定の入会申込みをおこなう。

第 7 条 会員は、次の場合に資格を失う。
(1) 本人からの退会申し出があった時
(2) 会費の滞納が 1 年を経過した時
(3) 死亡
(3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第8条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本クラブの設置するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 総会の議決権を行使すること
- (3) 本クラブの事業に参加すること

(会費)

第9条 会員は、年会費 3,000 円を納入しなければならない。但し、名誉会員および高校生以下の会員は、年会費を免除する。

(役員)

第10条 本クラブに次の役員をおく。

- (1) 理事 7名 以内
- (2) 監事 1名 以内

(役員を選出)

第11条 (1) 理事と監事は、会員の中から選任する。
(2) 会長、会計、広報 (HP)、事務局は、理事の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員業務)

第13条 (1) 会長は、本クラブを代表し、業務を統括する。
(2) 理事は、会長を補佐し、本クラブの業務を執行する。
(3) 事務局は、本クラブに係る外部組織との連絡調整をおこなう。
(4) 監事は、会計および理事の職務を監査する。

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集し、本クラブの業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第15条 総会は、通常総会と臨時総会とする。
(1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
(2) 臨時総会は、理事会または正員2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

(議決方法)

第16条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 解散

(資産)

第18条 本クラブの資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他の収入とする。

(会計年度)

第19条 本クラブの会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。